

各 論 当面の改正要望

聖域なき構造改革の断行という政治や行政の大転換期のなかで公平・中立・簡素な税制を確立、併せて民間主導による経済再生を実現するために、以下の各項目についての税制改正を行うよう要望する。

第一 法人税制について

わが国の経済社会を支えているのは法人企業である事実を正しく認識、とりわけ中小企業の役割と厳しい経営環境等にも十分配慮し、次の通り法人税制を見直す。

1. 同族会社の留保金課税の廃止

同族会社への留保金課税は、個人事業者との課税の均衡をはかるために設けられていると説明されてきた。しかし、この制度は会社制度の本質についての理解を欠いており、かつ中小企業の資本蓄積を税によって妨げている。また大企業と中小企業との課税の扱いが不公平となっている。さらに個人所得課税の数次にわたる減税、中小企業の自助努力への政策的支援が行われている事実などを考えると不合理な課税といわざるをえない。速やかに廃止すべきである。なお、直ちに廃止することが困難な場合には経過措置として、留保所得の控除額を大幅に引き上げ、かつ繰越欠損金の補填に充てた所得については留保金課税を行わないこととする。

2. 中小企業課税の見直し

中小法人等には現在、年間所得が800万円以下の金額に対し22%の軽減税率が適用されているが、これは昭和56年以来、20年間も据え置かれている。この間の物価上昇や企業の売上高あるいは所得の増加、さらには個人所得課税の軽減等の事情を考慮すると実情に合わない。このため軽減税率適用所得金額を少なくとも1500万円程度に引き上げる。